固定資産税など各種制度を紹介
しっかり確認 正しく納税

市は、1月1日現在、市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成25年度の固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

固定資産税の閲覧・縦覧制度

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度についてお知らせします。

問合せは資産税課（0798・35・3269）、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム（0797・61・0048）へ。

《平成25年度分固定資産税に関する閲覧・縦覧制度》

	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
期間	4/1以降の午前9時～午後5時半（土・日曜、祝日を除く）	4/1～5/31の午前9時～午後5時半（土・日曜、祝日を除く）
場所	資産税課（市役所本庁舎2階）、北部土地家屋チーム（塩瀬・山口支所内）	
対象	・固定資産税の納税義務者 ・借地人 ・借家人 ・破産管財人など ※それぞれ代理人も可	・固定資産税の納税義務者 ※代理人も可
必要なもの	固定資産税の納税義務者は、運転免許証や住民基本台帳カード、前年度分の納税通知書など本人確認ができるもの。代理人の場合は、必ず委任状の持参を。相続人は、相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）、借地・借家人等は賃貸借契約書など権利関係を証明できるもの	

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に登録された自己の資産に関する内容（評価額など）を確認できる制度です。閲覧期間などは上表のとおり。また、4月1日～5月31日（土・日曜、祝日を除く）は、課税台帳の写しを無料で受け取ることができます。なお、課税台帳の内容は5月に送付する納税通知書に記載予定です。

◆固定資産課税台帳登録事項証明書の交付　4月1日以降の午前9時～午後5時半に、税務管理課（市役所本庁舎2階）、各支所、アクタ西宮ステーションで。要発行手数料。問合せは税務管理課（0798・35・3251）へ。※アクタ西宮ステーションでは、土・日曜、祝日も交付できます。ただし、納税義務者死亡の場合は、証明書の発行はできません

◆固定資産課税台帳価格の審査申出　4月1日から納税通知書を受け取った日の翌日以後60日間については、西宮市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。問合せは西宮市固定資産評価審査委員会事務局（0798・35・3200…税務管理課内）へ

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、自己の土地・家屋の評価額と、他人の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。縦覧期間などは上表のとおり。

ご利用ください
休日納税相談

3月16・17日　市役所本庁舎

市は、滞納市税の解消を図るため、督促状・催告書等の送付や電話連絡により早期の収納に努めています。

普段、勤務などの都合で平日に納税相談に来られない人を対象に、「休日納税相談」を行います。ぜひご利用ください。

また、市のホームページ（くらしの手続き→市税）でも市税について紹介しています。

問合せは納税課（0798・35・3233）へ。

【日程・会場】3月16日（土）・17日（日）の午前9時～午後5時に納税課（市役所本庁舎2階）

※当日は正面玄関から入ってください

軽自動車税　廃車等の手続き3月中に

軽自動車や原動機付自転車等をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続きのない場合は、平成25年度も軽自動車税が課税されます。

問合せは税務管理課（0798・35・3209）へ。

登記申請時
課税明細書利用が可能

法務局で不動産の登記申請をする際には、固定資産の価格を記載する必要がありますが、固定資産税・都市計画税納税通知書に添付している「課税明細書」で確認できます。

固定資産の価格を確認する書類としてご利用ください。

問合せは資産税課（0798・35・3269）へ。

税務証明書の交付申請時
本人確認書類を提示

市は、税務証明書の不正な請求を防止し、個人情報の保護を図るため、証明書の交付申請時に申請者の本人確認を行っています。

窓口では、本人確認書類を提示してください。

郵送で申請する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。ご理解とご協力をお願いします。

問合せは税務管理課（0798・35・3251）へ。

【本人確認書類の例】運転免許証、パスポート（旅券）、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、健康保険証、介護保険証、市税の通知書など

用途変更時は連絡
住宅用地の税負担軽減

居住用家屋の敷地（住宅用地）については、固定資産税・都市計画税が軽減される特例措置があります。

この特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用地として利用されている土地に適用します。

住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合は連絡してください。

なお、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例は適用しません。ただし、建て替えの場合は要件を満たせば、特例を適用しますのでお問い合わせください。

また、この特例に該当する場合、毎年送付する納税通知書の課税明細書に「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税課（0798・35・3221）、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム（0797・61・0048）へ。

《住宅用地の課税標準の特例》

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち一戸あたり200平方㍍までの部分）	評価額の6分の1	評価額の3分の1
一般住宅用地（住宅用地のうち一戸あたり200平方㍍を超える部分）	評価額の3分の1	評価額の3分の2

固定資産税を軽減
住宅改修後 申告忘れずに

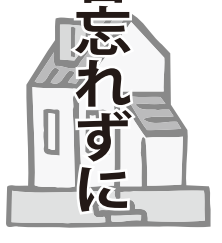

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修した場合、固定資産税を軽減します。いずれの工事も改修後3カ月以内に申告を。要件は下表のとおり。

問合せは資産税課（0798・35・3225）、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム（0797・61・0048）へ。

耐震改修

耐震改修した住宅の固定資産税額のうち、2分の1を一定期間分（1年度分～3年度分）軽減します。改修時期により軽減期間が変わります。

ただし、1戸あたり120平方㍍相当分に限ります。

バリアフリー改修

バリアフリー改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり100平方㍍相当分に限ります。

省エネ改修

省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方㍍相当分に限ります。

種類	要件	
耐震改修	工事費の自己負担額が30万円以上のものに限る（注1）	次の全ての要件を満たすもの▷昭和57年1月1日以前に建てられたもの▷平成18年1月1日～27年12月31日に耐震基準に適合する工事を行ったもの　※バリアフリー改修または省エネ改修による軽減措置との併用不可
バリアフリー改修		次の全ての要件を満たすもの（賃貸住宅を除く）▷平成19年1月1日以前に建てられたもの▷19年4月1日～25年3月31日（注2）に工事を行ったもの▷65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人または障害のある人が居住していること▷廊下の拡幅、階段のこうばいの緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、床の段差解消、引き戸等への取り替え、床材の滑り止め化のいずれかの工事をすること
省エネ改修		次の全ての要件を満たすもの（賃貸住宅を除く）▷平成20年1月1日以前に建てられたもの▷20年4月1日～25年3月31日（注2）に工事を行ったもの▷①外気と接する窓、②床、③天井、④壁を省エネ基準に適合する断熱改修工事をすること　※必ず①を含む工事であること

（注1）平成25年度税制改正において、50万円超に改正される見込みです
（注2）3年間延長される見込みです